

第二次 下呂市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

平成30年3月

岐阜県下呂市

1. 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

本計画は、地球規模で求められている地球温暖化対策に貢献するため、下呂市全体の温室効果ガスの抑制等のための施策を定めた計画です。

下呂市では、平成 24 年 2 月に「下呂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、京都議定書で定められた温室効果ガスの削減目標 6%を達成するため、下呂市として取り組んでいく施策を定めました。第一次計画は平成 23 年度を初年度として平成 29 年度で満了を迎えることから、国内外の地球温暖化に関する動向や計画を踏まえ、これまでの下呂市の計画を見直した第二次計画を策定します。

1.2 計画の期間

平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減の中期目標を 2030 年度、長期目標を 2050 年度に設定し、国の施策や各主体が取り組むべき対策を示しています。

本計画では、国の地球温暖化対策計画に則り、中期目標が設定された 2030 年度までを計画の期間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、適宜計画の見直しを行うものとします。

2. 地球温暖化対策を巡る動向

気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として 1992 年に採択された条約であり、1995 年から毎年、締約国会議（COP）が開催されています。2015 年に開催された COP21 では、「パリ協定」が採択され、先進国だけでなくすべての国が参加する公平で実効的な法的枠組みとして注目を集めました。

日本では、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、2015 年に国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、適応計画^{※1}の策定に向けて、包括的に気候変動がわが国に与える影響の評価について審議を進め、2015 年に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。その後、2016 年に、パリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、目標の達成に向けて国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき事項について定めています。

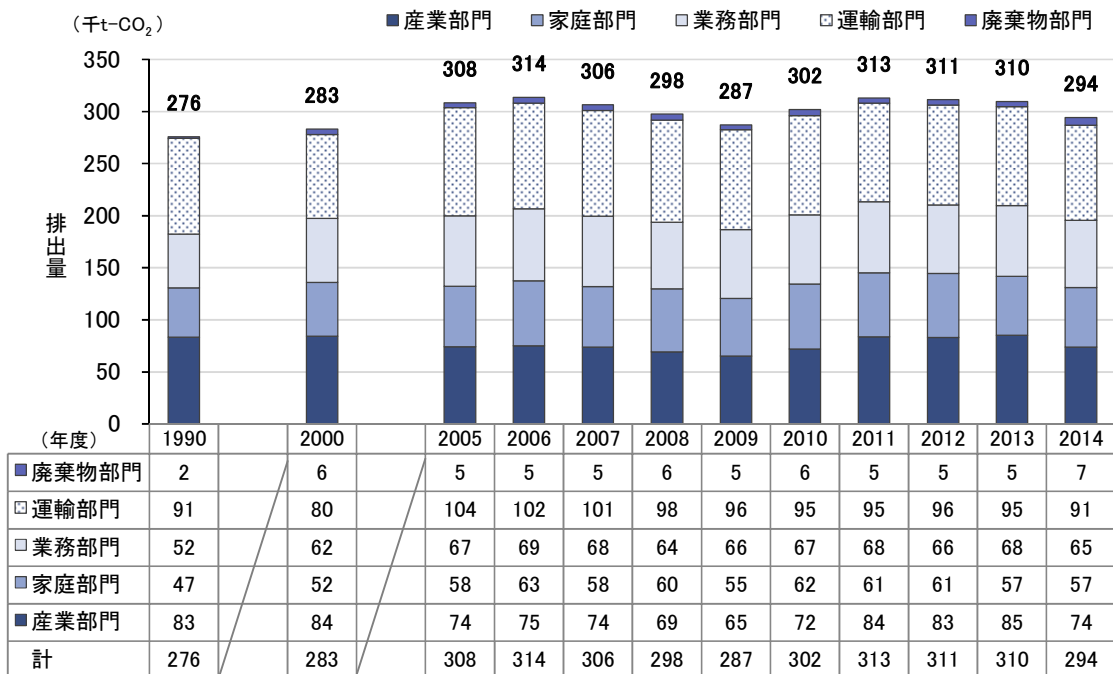
※1 地球温暖化への適応策

現在、温室効果ガスの大幅な排出削減に取り組んだとしても、将来的には世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクは高くなることが予測されています。そのため、地球温暖化防止のために温室効果ガスの排出削減を行うだけではなく、避けられない気候変動への影響に対処し、被害を回避・軽減していく「適応」を進めることが必要とされています。



3. 二酸化炭素排出状況

下呂市における 2014 年度の二酸化炭素の総排出量は 294 千 t-CO₂ です。運輸部門が 32%で最も高く、次いで産業部門が 25%、業務部門が 22%、家庭部門が 19%となっています。

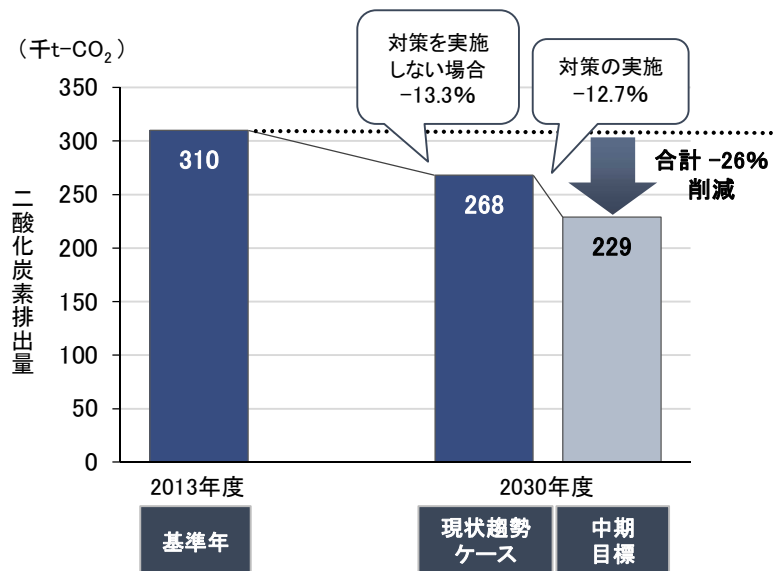


※ 端数処理のため、合計が合わない場合があります。

4. 二酸化炭素排出量の将来推計と削減目標

今後、対策を実施しなかった場合（現状趨勢ケース）、2030年度の二酸化炭素排出量は、268.5 千 t-CO₂ と推計され、2013年度から 41.3 千 t-CO₂ (-13.3%) 減少することが予測されます。これは、人口および各種産業の就業者数が減少すると予想されるためです。

下呂市では、対策を着実に実行することにより、国の地球温暖化対策計画に定められた中期目標と同水準に削減することを目指します。



～ 中 期 目 標 ～

2030年度における二酸化炭素排出量を2013年度比26%削減する。

5. 二酸化炭素排出量削減に関する施策

本計画では、二酸化炭素の削減目標の達成に向け、次のような施策を展開します。

＜第一次計画からの主な変更点＞

- 広域な森林を有する下呂市の地域性を活かし、下呂市では森林の吸収源対策を重点的に取り組むこととして、取り組み項目を拡充しました。
- 家庭部門や業務部門における排出量の削減が進んでいないという状況から、家庭や事業所における対策について具体的に示す体系としました（第一次計画の施策「事業者・市民の活動推進」を「B. エコライフの推進」、「D. 事業者の取り組み推進」に分割・拡充）。

A. 再生可能エネルギーの利用推進

（１） 木質バイオマスエネルギーの利用推進

下呂市には豊富な森林資源があり、林業・木材産業が盛んな地域であることから、木質バイオマスエネルギーの利用を推進します。下呂市内の木質バイオマス供給者・利用者の連携のもと、賦存する木質バイオマスをエネルギーとして利活用するための体制を整備します。

（２） 再生可能エネルギーの導入評価・普及啓発

下呂市が設置した再生可能エネルギー機器の状況について、設備の効果を中心にPRを進めることによって、市民・事業者の再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

B. エコライフの推進

（１） 省エネルギーの普及啓発

省エネに関する情報やノウハウの蓄積がある県等と連携しながら、うちエコ診断の推進、省エネ家電やゼロエネルギーハウスの普及啓発、省エネ・節電につながるライフスタイルについての情報発信等を実施し、家庭での省エネの取り組みを推進します。

（２） ごみ減量の推進

資源を有効活用し、ごみを減量するため、3R（ごみを減らすリデュース（発生抑制）、使える物を繰り返し使うリユース（再使用）、資源を再利用するリサイクル（再生利用））の取り組みを推進します。

（３） 地球温暖化に関する知識の普及啓発・環境教育の推進

地球温暖化問題に関する知識や身近な対策等について情報発信や出前講座を行い、家庭での取り組みを推進します。

C. 低炭素まちづくり

(1) 公共交通機関の利便性向上

下呂市の特性に合った効率的で利便性の高い生活交通サービスを確立することにより、公共交通機関の利用増加を図ります。また、温泉街等の観光地における公共交通機関の利便性を向上させ、公共交通機関を利用した観光を推進します。

(2) クールシェア・ウォームシェアの推進

夏場に涼しい場所をみんなでシェアし、1人あたりのエアコン使用を減らすことを「クールシェア」といいます。また、クールシェアの考え方による冬の暖房の省エネ対策が「ウォームシェア」です。

公共施設および民間施設におけるクールシェア・ウォームシェアの取り組みを推進し、家庭での冷暖房によるエネルギー消費の削減を推進します。

(3) 観光地での再生可能エネルギーの導入

環境への負荷が小さい観光地としての新たな魅力を創出するため、観光地での再生可能エネルギーの導入を検討します。

D. 事業者の取り組み推進

(1) 事業者の省エネの推進

事業者の省エネを進めるために、エネルギー使用状況の見える化、運用方法・設備改善等、省エネに関する情報の提供を行うとともに、国や県の実施する補助事業を活用しながら、事業者の取り組みを推進していきます。

E. 森林吸収機能の維持

(1) 健全な森林の整備

持続可能な森林経営がなされている森林では、二酸化炭素の吸収が見込まれます。

下呂市の豊富な森林を活かして計画的な森林整備を行うことによって、二酸化炭素の吸収源として機能する森林づくりを推進します。

(2) 地元産木材の利用推進

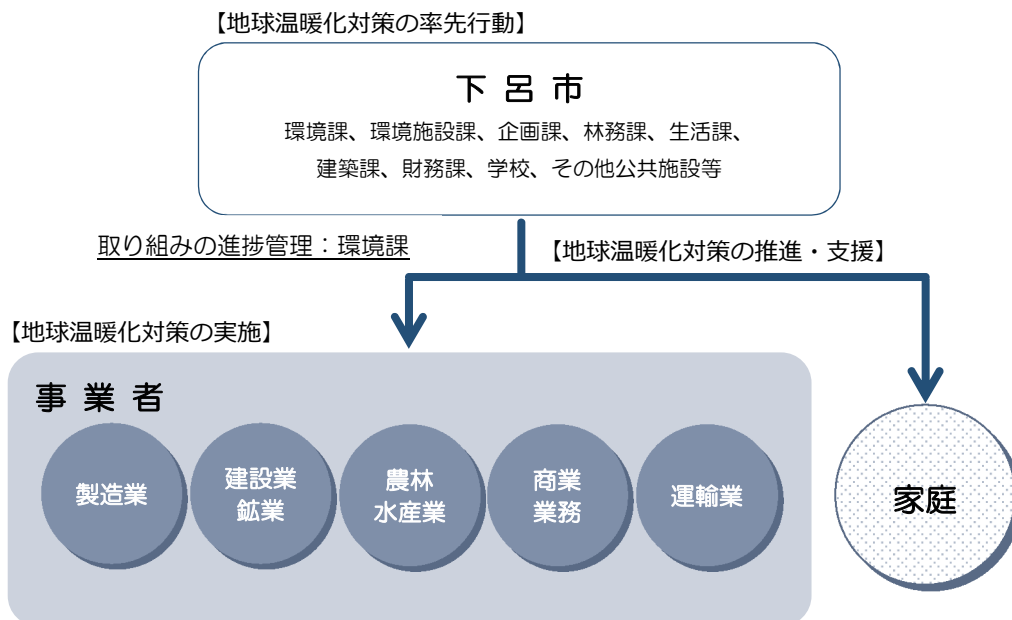
木材には樹木が吸収した炭素が貯蔵されており、木材を建造物や家具等として利用することは、木材の中の炭素を長期間にわたって維持することになります。さらに、再生可能な資源であり、二酸化炭素排出量の抑制にも寄与します。

住宅や施設への地元産木材の使用をはじめ、間伐材等の合板・集成材、木質バイオマス利用、製紙用木材チップへの利用を推進します。

6. 推進体制・進捗管理

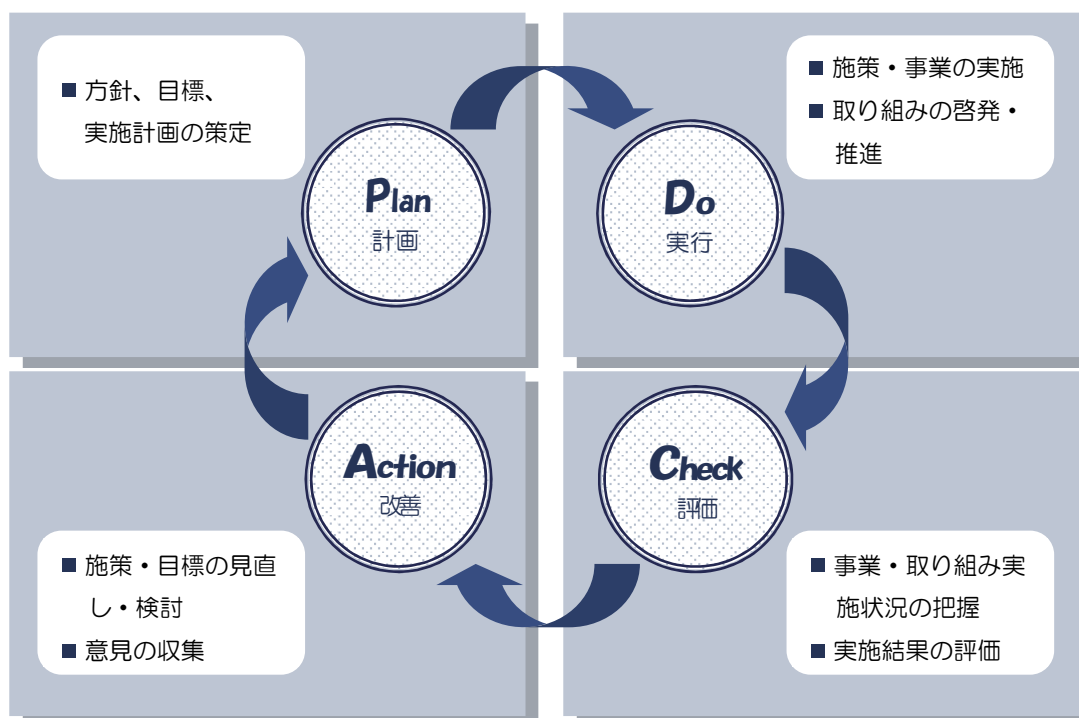
5. 1 推進体制

各関係部局が施策の進捗状況を定期的に確認し、全体の進捗管理を環境課が中心となって統括します。



5. 2 進捗管理

本計画は、下図に示す PDCA サイクルによって、定期的に各種取り組みの実施状況等を把握し、評価、見直しを行います。計画は 2030 年度までの目標を設定していますが、中間年度の 2022 年度を目安に見直しを行い、社会情勢の変化や環境に関する新たな課題に応じて適宜対応することとします。



第二次下呂市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

下呂市環境部環境課

〒509-2203 岐阜県下呂市小川 2390 番地
TEL 0576-26-5011 FAX 0576-26-3398

